

議案第78号

新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例の一部を改正する条例

新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例（平成元年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

第4条中「定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替え」を「定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて」に改める。

第5条を次のように改める。

（運用収益の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に編入するものとする。

第6条中第1項中「限り、」を「限り、その全部又は一部を」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「次の各号に」を「次に」に、「補助する」を「対し補助金として支出する」に改め、同条第3号中「新居浜市小・中学校音楽教育振興会が行う事業で、教育委

員会」を「新居浜市教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

提案理由

新居浜市寺尾音楽教育振興基金の柔軟な処分を可能とし、学校音楽教育の更なる振興を図るため、本案を提出する。